

2 受 験 資 格

(1) 次のいずれかに該当する人

- ① 平成元年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人（保健師にあっては、平成元年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人）
- ② 平成15年4月2日以降に生まれた人で次に該当する人
 - (a) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和7年3月までに卒業する見込みの人
 - (b) 宮城県人事委員会が(a)に掲げる人と同等の資格があると認める人

なお、次に掲げる試験の職種を受験しようとする場合は、①又は②に加え、それぞれの受験資格を満たす必要があります。

試験の職種	受 験 資 格
福 社	<p>社会福祉法第19条第1項各号に定める社会福祉主事の任用資格を有する人又は令和7年3月31日までに資格を取得する見込みの人</p> <p>【社会福祉主事任用資格の具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大学（大学院及び短期大学を含む。）において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目のうち3つ以上を履修して卒業した人 ② 社会福祉法に基づき指定された社会福祉主事の養成機関の課程を修了した人 ③ 社会福祉士の資格を有する人（取得見込みの場合は令和7年3月31日までに社会福祉士の登録手続きが可能な人） <p>※ 厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目については、厚生労働省ホームページで確認することができます。受験資格を確認の上、申し込んでください。</p>
保 健 師	保健師の免許を有する人又は令和7年4月30日までに免許を取得する見込みの人

(2) 次のいずれかに該当する人は、(1)の要件を満たしても**受験できません**。

- ・ 日本の国籍を有しない人
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 宮城県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とする人を除く。）